

第1分科会

「教材費の私費負担を見直す」

—私費負担区分改正の提言をめざして—

東京小学校支部

はじめに

世界規模の経済競争の激化は日本の経済、社会にも否応なしに大きな転換を迫っています。情報や知識が社会を動かす原動力となる時代へ向けて、就業構造も変貌しつつあります。学校で身につけた知識や技能がたちまち役立たなくなってしまう、こうした地球規模での急速な価値の変動に、社会の存立基盤である教育にも、それに立ち向かった大きな変革が求められています。明治から戦後まで一貫していた追い付け追い越せ型の画一的な「教え授ける学校教育」から、個人の生涯にわたる「自己教育力の育成」へとシフトした新学習指導要領は、これまでにない大転換といえます。

また、学校教育への過度の依存の結果として、外界からの容喙を排除しがちであった学校も、家庭・地域社会が教育の原点であるという認識に立ち返り、外部との交流や、実体験に基づく学習が重視されるようになってきました。「学校を外に開く」とは、家庭・地域の教育力回復の拠点として学校が機能することをも可能とするものです。

学校のあり方が変わることは時代の要請です。学校事務もあわせて変えていく必要があります。学校は従来、時代や社会の変化に対応する柔軟性に乏しく、教育の現状や成果を把握し評価したうえで、改善措置を自ら講じることが十分でなかった、とは中教審の指摘にもあるとおりです。

今般の教育改革では、学校ごとの自主自律的経営が求められ、どのような魅力的な教育をしているかを競い、アピールしなければ児童・生徒を獲得できない状況も生まれています。従来なら機械的に積算され学校へ配当されていた公費予算も必要度を説得しなければ獲得できないプロポーザル方式が徐々に導入されています。この経済危機のなか、公費であろうと私費であろうと教育費に対しても当然、費用対効果の説明責任をきちんと果たせなければなりません。

しかし、公費については第2節で指摘しているように「東京都義務教育費運営費標準」で「受益者負担」とされ個人負担の範囲であるとなっている教材の表の括りが、昭和42年に施行されて以来、「生活科」という文言が加わっただけで品目もその時のまま置かれ、当初の政策意図から離れて、「教育課程にある児童の学習に効果的で必要にして最少限度のもの」であっても公費措置できず私費に頼るという自縄自縛的事態がおこり、保護者からの徴収金を増やす結果となっています。ところが私費徴収金は建前上、受益者負担金であるとなっているため、東京都ではすべての学校運営は公費で運営しているということにされています。何を以て受益者負担とするのか、具体的に品名をあげて、都内各地区での扱いの調査結果を踏まえて問題提起をします。

第3節からは私費会計運用の適正なあり方、ネックとなっている個人負担区分表の見直しを提言します。保護者の視点からいえば、私費負担はあくまでも公費予算の不足を補うものとして最低限の必要額を、校内で十分チェックした上で、保護者に求められているものと考えるはずで、学年ごとに教員が恣意的に購入するのではなく、公費と私費が透明性をもって一体化した姿が求められるのは当然です。

第1節 全校調査

以上のような問題意識にたつて、総合や発展的学習が導入され体験が重視されるようになり、必要となる教材が多岐にわたって私費とみなされているものが増え、他の学校ではこの色々なものの経費的負担をどのようにしているのだろうか、具体的に知りたいということになりました。調査に当たって、まず始めに、都内全小学校にあてて調査対象品目については、何を調べてほしいか、地区で問題になっている品名は何か、を募集したところ、多くの調査希望品目が寄せられました。一般的に使われているにもかかわらず公費私費の境界線上にあるため扱いに迷うとか、新規に導入されるようになって今まで予算配当枠になかったものなど131項目の消耗品の教材を選び、各校では購入しているのか、それは公費、私費、一部だけを公費、現物を持ってこさせている、あるいは使っていないかを答えてもらいました。

また公費私費の連携がとられていない傾向は、事務職員が学校内で保護者からの徴収金についてあまり係わらないからではないかと、私費会計への係わりを問い、毎年東京都教育委員会の行う「保護者が負担する教育費調査」の担当に誰がなっているかも回答してもらうことにしました。

全都の54% 729校から回答を得、次のような結果となりました。前年度末から、年度当初にわたる多忙な時期の教員への聞きとりも必要とした負担の多い調査にもかかわらず、このような高い率でご協力をいただいたみな様に深甚なる敬意を表します。

学校から集まった調査用紙の集計はその地区ごとに評議員の手をお借りしました。その膨大な調査をふまえての研究発表です。この調査結果を地区でも活用くだされば幸いです。

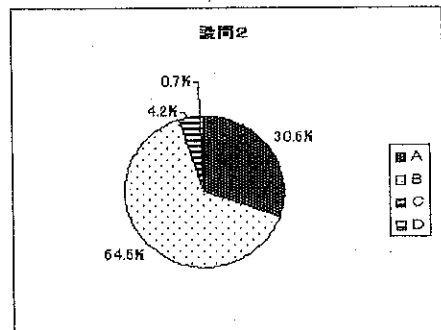
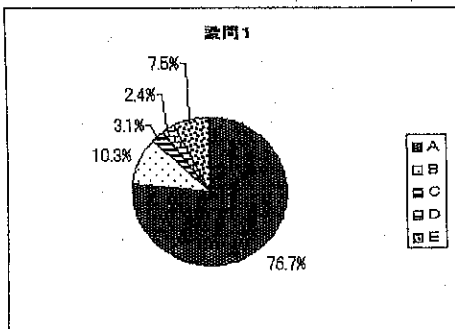
調査結果（都全体）

設問1 あなたの学校の事務職員の私費会計へのかかわりは

A	76.7%	全く係わらない
B	10.3%	発注・支払いとも学年で会計簿の点検のみ関係している
C	3.1%	発注は学年、支払いは事務職員
D	2.4%	発注・支払いとも事務職員
E	7.5%	その他

設問2 東京都の「保護者が負担する教育費調査」の担当者は

A	30.6%	事務職員
B	64.5%	教頭
C	4.2%	教諭
D	0.7%	その他



資料 1

平成14年度 事務職員の私費会計への係わりに関するアンケート結果表

設問1. あなたの学校の事務職員の私費会計へのかかわりは

- A 全く係わらない
- B 発注・支払いとも学年で会計簿の点検のみ関係している
- C 発注は学年、支払いは事務職員
- D 発注・支払いとも事務職員
- E その他

設問2. 東京都の「保護者が負担する教育費調査」の担当者は

- A 事務職員
- B 教頭
- C 教諭
- D その他

地区	学校数	回答数	比率	設問1					設問2				地区	学校数	回答数	比率	設問1					設問2				
				A	B	C	D	E	A	B	C	D					A	B	C	D	E	A	B	C	D	
江戸川	73	41	56.2%	33	2	1			3	34	1		立川	21	7	33.3%	4	1				5	2			
足立	73	29	39.7%	16	2	2		8	27			1	武蔵野	12	7	58.3%	3	4				5		1	1	
墨田	28	9	32.1%	9					1	8			三鷹	15	10	66.7%	2	5	3			7	3			
江東	43	32	74.4%	32					1	31			昭島	15	13	86.7%	13					1	11	1		
葛飾	50	37	74.0%	34	1			2	23	16	1		小金井	9	8	88.9%	6	2				7	1			
荒川	23	15	65.2%	6	3	3		3	2	13			小平	19	11	57.9%	11					8	3			
杉並	45	19	42.2%	11	3	1	4		3	16			東村山	15	8	53.3%	8						8			
中野	29	20	69.0%	19				1	3	16	1		国分寺	10	10	100.0%	8	1			1	7	3			
世田谷	64	46	71.9%	20	1		1	4	5	40		1	国立	8	7	87.5%	7					4	3			
新宿	30	19	63.3%	17				2		19			西東京	19	15	79.0%	8	4				9	3			
渋谷	20	15	75.0%	8		2			3	10			東大和	10	8	80.0%	7				1		8			
大田	62	18	29.0%	16						17	1		清瀬	9	8	88.9%			5	1						
品川	40	1	2.5%	1						1			東久留米	16	8	50.0%	4	1	1		2	4	5			
目黒	22	5	22.7%	2						3	1		武蔵村山	9	5	55.6%		5					5	1		
港	20	2	10.0%	2						2			八王子	70	41	58.6%	24	11	1	1	1	8	26	3		
千代田	8	3	37.5%		1		1			2	1		府中	22	11	50.0%	1	9				10				
中央	16	16	100.0%	16						16			調布	20	15	75.0%	11	1			3	6	7	2		
練馬	69	38	55.1%	30	6		2		15	24		1	町田	39	15	38.5%	12	3				10	5			
豊島	24	15	62.5%	13				2	2	14	1		日野	19	13	68.4%	12				1		10	1	1	
板橋	56	11	19.6%	5	2			4	4	7			狛江	7	5	71.4%	4				1		5			
北	40	25	62.5%	20				5	14	12	7		多摩	21	6	28.6%	6						6			
台東	20	14	70.0%	9			5			10	4		稲城	11	6	54.6%	5						6			
文京	20	13	65.0%	8				5	4	9			青梅	16	16	100.0%	13				3	16				
区合計	875	443	50.6%	327	21	9	13	36	110	320	18	3	西多摩	38	22	57.9%	15	2	1		2	8	11			
大島	12	4	33.3%	2		1	1		1	3			市町村合計	450	275	61.1%	184	49	11	2	15	108	135	12	2	
三宅	4	1	25.0%	1						1																
八丈	6	5	83.3%	5						1	4															
小笠原	2	1	50.0%	1						1																
島合計	24	11	45.8%	9		1	1		2	9																
都合計	1349	729	54.0%	520	70	21	16	51	220	464	30	5														

平成15年5月実施

資料 2

品名別調査結果(全都)

学校数 1349 回答数 729 比率 54.0%

1	品名	「購入している」内訳						現物持参	購入・使用していない
		公費		私費		一部公費			
共通 的 教 材	道具箱	58	11.2%	460	88.6%	1	0.2%	46	147
	氏名ゴム印	669	97.0%	20	2.9%	1	0.1%	0	16
	個人用ファイル	74	16.6%	324	72.8%	47	10.6%	20	200
	雑巾	33	29.5%	54	48.2%	25	22.3%	462	128
	卒業証書用筒	456	74.6%	153	25.0%	2	0.3%	1	65
	連絡帳	44	8.3%	488	91.6%	1	0.2%	92	56
	連絡帳用袋	23	6.0%	362	93.8%	1	0.3%	64	206
	名札	399	66.1%	182	30.1%	23	3.8%	19	82
	引き出し(児童机用)	21	22.3%	73	77.7%	0	0.0%	9	526
	児童手帳(よい子の手帳)	14	30.4%	32	69.6%	0	0.0%	3	561
	ワーク・ドリル類	21	3.0%	634	90.7%	44	6.3%	1	17
	国 語	国語辞典(統一購入品)	173	73.0%	49	20.7%	15	6.3%	80
漢和辞典(統一購入品)		147	72.8%	40	19.8%	15	7.4%	78	374
硬筆用フェルトペン		35	20.5%	130	76.0%	6	3.5%	140	330
書き方鉛筆		30	16.8%	145	81.0%	4	2.2%	211	254
書き初め用紙		403	61.1%	223	33.8%	34	5.2%	10	30
書き初め用紙・手本		341	55.8%	247	40.4%	23	3.8%	3	82
書道半紙		590	87.7%	28	4.2%	55	8.2%	40	14
ローマ字副読本		20	16.1%	99	79.8%	5	4.0%	7	451
文集用紙		479	94.3%	22	4.3%	7	1.4%	3	151
製本テープ		413	93.9%	16	3.6%	11	2.5%	0	234
製本代		102	68.0%	43	28.7%	5	3.3%	1	475
算 数	かけ算九九カード	69	29.9%	160	69.3%	2	0.9%	6	357
	算数セット	119	31.9%	244	65.4%	10	2.7%	3	261
	(個人用)そろばん	128	68.8%	46	24.7%	12	6.5%	146	302
	分度器・三角定規	44	20.9%	152	72.0%	15	7.1%	353	107
	コンパス	43	20.8%	152	73.4%	12	5.8%	347	107
	電卓	412	90.0%	20	4.4%	26	5.7%	88	142
	朝顔セット	70	10.7%	570	87.6%	12	1.8%	1	40
生 活 科	野菜の苗(ミニトマト等)	516	76.4%	103	15.3%	56	8.3%	1	24
	球根	553	82.5%	55	8.2%	62	9.3%	1	37
	園芸用具(移植こて等)	578	96.3%	17	2.8%	5	0.8%	5	67
	探検・観察ボード	351	78.7%	85	19.1%	10	2.2%	4	197
	伝承遊具(お手玉・ビー玉)	422	91.7%	18	3.9%	20	4.4%	26	177
	飼育用具	508	95.0%	11	2.1%	16	3.0%	3	114
	買い物現金	10	21.7%	36	78.3%	0	0.0%	65	493
	歌集	111	20.1%	432	78.3%	9	1.6%	5	123
音 楽	ハーモニカ	5	5.2%	91	94.8%	0	0.0%	23	503
	鍵盤ハーモニカ	92	15.0%	503	81.8%	20	3.3%	43	50
	鍵盤ハーモニカ唄口	40	7.6%	468	88.5%	21	4.0%	28	128
	教則本	77	23.3%	250	75.5%	4	1.2%	6	297
	リコーダ	21	3.3%	598	94.6%	13	2.1%	34	32

		「購入している」内訳						現物持参	購入・使用していない	
		公費		私費		一部公費				
社会	社会科資料集	141	29.2%	329	68.1%	13	2.7%	1	167	
	白地図帳	106	30.8%	235	68.3%	3	0.9%	0	299	
理科	豆電球	370	65.1%	157	27.6%	41	7.2%	1	92	
	ソケット・導線	383	69.0%	138	24.9%	34	6.1%	3	101	
	磁石	380	67.6%	139	24.7%	43	7.7%	5	98	
	星座早見板	342	82.8%	64	15.5%	7	1.7%	2	213	
	方位磁針	413	83.3%	66	13.3%	17	3.4%	2	149	
	むしメガネ	416	87.2%	50	10.5%	11	2.3%	14	159	
	光実験器 光電池本体	337	73.7%	106	23.2%	14	3.1%	0	191	
	光電池を使ったおもちゃ	94	23.2%	298	73.6%	13	3.2%	2	214	
	乾電池	427	65.1%	152	23.2%	77	11.7%	38	38	
	乾電池ホルダー	310	68.4%	115	25.4%	28	6.2%	0	190	
	種	665	93.9%	13	1.8%	30	4.2%	0	10	
	苗	653	94.4%	9	1.3%	30	4.3%	1	15	
	球根	612	92.7%	12	1.8%	36	5.5%	0	42	
	ザリガニ	249	97.3%	4	1.6%	3	1.2%	55	345	
	家庭	裁縫セット	6	1.0%	580	98.5%	3	0.5%	49	47
		エプロンづくり材料	20	3.7%	522	95.4%	5	0.9%	29	98
袋づくり材料		25	4.6%	512	94.5%	5	0.9%	38	91	
ミシン糸		565	85.2%	47	7.1%	51	7.7%	15	22	
体育	とびなわ(短なわ)	135	38.4%	195	55.4%	22	6.3%	232	102	
	一輪車	537	96.2%	17	3.1%	4	0.7%	6	125	
	竹馬	426	97.3%	12	2.7%	0	0.0%	1	228	
	水泳帽子用等級線	477	89.0%	58	10.8%	1	0.2%	11	133	
	校章入り体育着	9	2.6%	341	97.2%	1	0.3%	93	232	
図工	水彩絵の具セット	18	3.6%	467	92.8%	18	3.6%	145	45	
	クレパス・クレヨン	27	6.1%	394	89.3%	20	4.5%	185	68	
	コンテ・パステル	193	64.3%	91	30.3%	16	5.3%	72	260	
	ポスターカラー絵の具	494	86.4%	42	7.3%	36	6.3%	27	77	
	絵画用画用紙	642	95.1%	15	2.2%	18	2.7%	4	17	
	絵画用筆	94	21.9%	260	60.5%	76	17.7%	165	82	
	クロッキーブック	20	10.0%	178	89.0%	2	1.0%	29	393	
	画板	456	87.2%	51	9.8%	16	3.1%	10	135	
	油粘土	102	18.8%	411	75.6%	31	5.7%	21	105	
	紙粘土	118	20.5%	402	69.8%	56	9.7%	9	87	
	土粘土	130	26.8%	310	63.8%	46	9.5%	8	149	
	粘土べら	387	71.3%	114	21.0%	42	7.7%	22	89	
	粘土板	411	76.0%	110	20.3%	20	3.7%	36	94	
	陶芸用絵の具	368	87.4%	37	8.8%	16	3.8%	0	225	
	七宝用の金具	77	63.6%	40	33.1%	4	3.3%	0	505	
	工作セット用木材	133	29.2%	258	56.7%	64	14.1%	5	188	
	カラードフォルム	298	70.0%	90	21.1%	38	8.9%	0	236	
	工作用紙	641	96.1%	12	1.8%	14	2.1%	0	33	
	コリントゲーム用ベニヤ板	94	31.0%	200	66.0%	9	3.0%	1	335	
版画板(シナベニヤ等)	198	35.2%	343	60.9%	22	3.9%	1	98		
版画用和紙	422	76.5%	106	19.2%	24	4.4%	0	115		

品名	「購入している」内訳							現物持参	購入・使用していない
	公費		私費		一部公費				
図工	版画用インク	573	95.0%	16	2.7%	14	2.3%	1	67
	彫刻刀	152	30.9%	278	56.5%	62	12.6%	127	65
各科調理用食材料等	調味料(塩・胡椒・油等)	433	72.1%	104	17.3%	64	10.7%	64	34
	豆腐つくり材料	38	33.6%	67	59.3%	8	7.1%	28	494
	味噌用大豆・麴	51	35.7%	85	59.4%	7	4.9%	30	470
	パンつくり材料	17	16.5%	80	77.7%	6	5.8%	41	484
	お好み焼き材料	21	11.7%	152	84.4%	7	3.9%	94	354
	サンドウィッチ用パン	34	11.5%	254	86.1%	7	2.4%	148	206
	米	34	12.1%	236	83.7%	12	4.3%	278	95
	味噌	159	42.4%	194	51.7%	22	5.9%	180	84
	たまご	50	15.5%	259	80.4%	13	4.0%	229	95
	白玉粉	57	23.8%	168	70.0%	15	6.3%	135	260
総合的な学習	爪楊枝	157	73.0%	46	21.4%	12	5.6%	74	345
	カセットコンロ用ボンベ	85	88.5%	11	11.5%	0	0.0%	3	531
総合的な学習	点字器・用紙	190	97.9%	4	2.1%	0	0.0%	2	453
	球根	503	92.1%	10	1.8%	33	6.0%	1	132
	苗	517	92.8%	11	2.0%	29	5.2%	1	115
	調べ学習用郵券	132	87.4%	16	10.6%	3	2.0%	18	449
	調べ学習用児童交通費	31	23.9%	93	71.5%	6	4.6%	33	455
	フロッピー・デスク・CD	500	94.5%	15	2.8%	14	2.7%	7	135
	CD-RW	312	97.2%	3	0.9%	6	1.9%	1	319
	フロッピー・CDのケース	241	94.5%	13	5.1%	1	0.4%	2	378
	インスタントカメラ	255	94.8%	13	4.8%	1	0.4%	9	394
	現像・焼付け代	463	91.1%	13	2.6%	32	6.3%	1	146
	世界の遊具(具体名を)	13	81.3%	3	18.8%	0	0.0%	3	588
	民族楽器(具体名を)	40	93.0%	3	7.0%	0	0.0%	4	559
	ペットボトル用はさみ	185	97.4%	5	2.6%	0	0.0%	1	443
	ダンボールカッター	357	99.4%	1	0.3%	1	0.3%	0	279
	紙すきセット	164	86.8%	21	11.1%	4	2.1%	2	432
	クリップボード	197	88.0%	22	9.8%	5	2.2%	1	384
	探検セット(バック)	118	79.7%	29	19.6%	1	0.7%	3	452
掲示用ホルダー	156	70.6%	58	26.2%	7	3.2%	3	399	
カード教材	104	86.0%	9	7.4%	8	6.6%	0	479	
行事等	卒業生胸花	560	88.1%	72	11.3%	4	0.6%	3	58
	卒業アルバム(学校保管)	299	70.5%	117	27.6%	8	1.9%	5	189
	卒業アルバム	43	6.5%	561	84.6%	59	8.9%	0	37
	離任式用花束	430	79.9%	102	19.0%	6	1.1%	0	146
	運動会用軍手	489	90.7%	24	4.5%	26	4.8%	7	146
	運動会用衣装材料	391	65.0%	32	5.3%	179	29.7%	33	89
	学芸会用衣装材料	382	63.4%	24	4.0%	197	32.7%	42	60
	携帯電話リース料	66	93.0%	3	4.2%	2	2.8%	3	558
その他	防災ずきん	40	10.1%	352	88.9%	4	1.0%	167	126
	校帽	30	11.2%	236	87.7%	3	1.1%	40	338

* 調理用食材料は各科にまたがるのでまとめました。

第2節 私費負担区分はこれでよいか

1 東京都義務教育費運営費標準と教材とのかかわり

東京都義務教育費運営費標準（以下「運営費標準」という）は、東京都23区の教育の機会均等とその水準の維持向上の実施を保障するために、都区財政調整の積算基礎として昭和42年に施行されたものであり、制定当時問題とされていた私費負担の軽減を目的としていた。この施策の徹底を図るため、東京都は、同年に、児童・生徒一人当たり300円を市町村振興交付金として、市町村に交付した。

運営費標準は、学習指導要領に基づき、1年間のカリキュラムを作成し、標準学校（18学級、児童数720人、教職員数25人、校地8,000㎡、校舍3,805.53㎡、屋内運動場594㎡、プール368.75㎡、水栓数66個等）における教材等運営費の必要経費を算出したものである。

運営費標準の性格は、都区財政調整のよりどころとなる点で都の基準であり、区市町村及び学校に対しては学校運営の標準である。各学校で、学習指導要領を実施する場合、地域や児童の実態に応じて具体的な授業展開があり、学習指導要領が学習の基礎基本の最低基準である性格を有することが明確になった現在では、学習指導要領で示されている選択学習と合わせ、学校として創意工夫された多くの教材がある。この学習指導要領の性格から、運営費標準記載の教材がそのまま各学校で具体的に購入する教材になるはずはなく、児童の生きる力をはぐむ個に応じた教材を各区市町村・各学校で購入されることが期待されているのである。

運営費標準は、生活科ができた平成4年に一度改訂されただけで大きな変化はない。平成15年の「総合的な学習」導入にあたっての改訂はされていない。運営費標準の前提である都区財政調整が地方分権化でその存在基礎を失おうとしているのであえて改定しないということであろう。今後は、各区市町村で独自の「運営費標準」を作成していくか、都立学校のように予算総枠主義で各学校のカリキュラムに基づいた予算要求を各学校から区市町村にする方向になり、教材の多様化は益々広がることになる。

2 東京都義務教育費運営費標準の私費負担区分の問題点

毎年5月頃になると、都から各学校に「保護者が負担する教育費調査」がある。運営費標準に基づいて具体的にどのくらいの私費を保護者が負担しているかの調査である。この調査によると、運営費標準が前提としている教育費の負担区分には3種類あることがわかる。公費負担と私費負担と受益者負担である。

運営費標準という私費負担とは、教職員の旅費・臨時職員の賃金等の人件費など本来公費負担すべきものや「個人負担の範囲」の表に掲載されていない教材の費用をいう。

受益者負担とは、「個人負担の範囲」の表に掲載されている教材の費用を保護者に負担させることをいう。この表の説明によると、通常は家庭にあり、なくても、家庭教育上必要で、学校で学習に必要なだったら持ってこられる物と、家庭教育上必要ではないが、利益が個人に還元される物が受益者負担とされ、当然、個人負担とすべきであると区分されている。

運営費標準の「個人負担の範囲」の表を見るとわかるように、小学校で最も費用がかかる「生活」、「図工」及び「家庭」の実習材料及び活動費が個人負担にしてよい受益者負担教材に区分されている。

このことからわかるように、運営費標準の問題は、①「私費負担」という区分以外に「受益者負担」という区分を設けることによって、多くの保護者負担を「私費負担」の外に置き、「都の区市町村の小学校では、私費負担はゼロである」という誤った理解を作り出していることである。更に、②受益者負担とされている保護者負担額は、年々増大し、昭和42年度は小学生一人当たり8,915円であったのが、昭和62年度には39,867円、平成12年度には46,908円となっている。行政として保護者負担を拡大固定化する方向を助長していることがある。③更に、「教育は、全てその利益が児童個人に還元されるものである」という当然のことが、何か特別なことのように扱われていることである。運営費標準の個人負担の範囲表で「その利益が個人に還元される」として、「生活、図工及び家庭の実習材料及び活動費」

が個人負担とされていることがその例である。学習指導要領で指定され、教科書にあり、授業で教材として使用される物は、児童や保護者が選択できない第2の税金の性格を持っている。物として残ろうが（工作物等）、口に入ろうと（調理材料等）、頭に残ろうと（知識や体験の情報等）、全てが各学校のカリキュラムに基づく教材である。行政として最初から「受益者負担」として保護者に負担させてよいと固定化することは正しいことではない。このことは、府中市や青梅市の独自の公費負担基準で、例えば、調理材料費が公費負担に位置づけられていることや、同じ調理材料でも、「総合的な学習」では公費扱いとされ、家庭科では受益者負担されている地区がある（横浜市等他地区でも都内でもその傾向がある）ことでも実証されよう。

3 予算と私費負担との関係

学習指導要領を基本に学校として作成されたカリキュラムを実施するために予算があり、教材等は基本的に全て公費で措置されることが望ましい。しかしながら、公費予算は当該市町村の財政力との関係があり、公費化できない教材等は保護者負担に頼らざるを得ない。いわゆる「私費負担」である。従って、公費予算は、「児童の学習をするのに役立つ教材を、効果的で必要にして最少限度内」で積算して作成し、公費で措置できない部分を同じ要領で積算して私費を補って作成し、その総計を学校予算とすべきである。後は、どういう優先順位で公費化から私費化までの予算化をするかである。例えば、その中で、家庭科の調理材料が一番後回しにされ、私費負担とされるのは一つの考え方である。

4 アンケートに現れた問題点

(1) 共通の教材のうち「卒業証書用筒」

卒業証書用筒は、東京都義務教育費運営費標準では人数分を公費措置すべきとされている物である。東京都義務教育費運営費標準の趣旨からすると、23区内では財政措置の積算基礎とされているので当然公費で措置すべき物であり、23区外の市町村でもできうるかぎり公費化すべき物である。

卒業証書用筒を購入していない学校が65校・9.2%あるという意味が、筒ではなく「卒業証書ケース」であったり「バインダー」であったり、また、「手作り」の可能性もある。PTAで卒業記念品として購入している場合も考えられ、その場合は、この調査からは公費私費負担区分が分からないという結果だが、話を進める便宜上「卒業証書を入れる物を学校として一切購入していない」とする。

購入している学校の内、私費購入が153校・25.0%である。この内容も、PTAで卒業記念品として購入している場合もあり、学校として児童の保護者に負担させている場合も考えられる。しかしながら、どちらの場合にしても、卒業証書は学校教育法上で小学校の課程が修了したことを学校長が証明するために発行が義務づけられており、それを児童に渡すときに持ち帰りに便利のように学校としての配慮として筒やホルダー等に入れるのは当然の行為として位置づけられよう。

なぜ、本来公費措置すべき物が個人負担とされているのかと考えるに、一番あり得るのは、校長を始め教職員が、前例を踏襲して、保護者負担に疑問をもたないということである。また、東京都義務教育費運営費標準があっても、読んだこともなく、内容や趣旨を知らないと言うことである。学校も一つの行政機関である。行政としての一定のルールに乗せて運営することは最低の基礎基本部分である。運営費標準ぐらゐは情報として教職員や保護者の共有しておくべきであろう。

(2) 共通の教材のうち「ワーク・ドリル類」

ワーク・ドリル類は、東京都義務教育費運営費標準制定当時はロー原紙と謄写版で1枚1枚手作りで作成した問題集である。運営費標準上では明確になっていないが、これは本来、問題集は自作であることが前提であるからである。

購入していない学校が全体でわずか17校とは教師の専門性はどこにあるのだろうか。パソコンが自由に使用でき、問題集も簡単に作成できるはずなのだが、年間一人当たり3000～6000円といわれるワーク・ドリル類が687校・97.5%の学校で購入され、634校・90.7%が私費負担されている。例えば、基礎基本の学習に抜群の効果があるといわれている陰山方式の「百マス計算」は、専売特

許でも何でもない、誰でも作成できる。購入するワーク・ドリル類の選定にどのくらいの時間をかけたのか、そのワーク・ドリル類でどの程度の学習効果があったのか、学校として説明責任があるはずである。「児童の学習をするのに役立つ教材を、効果的で必要にして最少限度内」で購入するのが予算ならば、果たして、ワーク・ドリル類は、学校として購入すべき教材なのかどうか、学校全体で再考すべきであろう。

市町村で公費化率が若干多いのは、都が運営費標準に見合う金額を、市町村へ児童一人当たりの金額で市町村振興交付金として措置したが、各市町村の担当者が、その金額を児童へ還元するのにわかりやすいのでワーク・ドリル類に充当した経緯も関係しているだろう。府中市は、独自の私費負担解消の基準が作成されていて、平成4年度から、「ワーク・ドリル類は公費」となっているの、全校公費措置されている。当たり前のことだが、井の中の蛙的な事務職員にとって、他地区に異動したならば、ある教材は公費とか私費とかの固定概念を変えなければならない。

(3) 国語教材のうち、書き初め用紙

学習指導要領では、国語の第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いの2の(2)で、「毛筆を使用する書写の指導は、第3 学年以上の各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し、文字を正しく整えて書くことができるようにすること。また、毛筆を使用する書写の指導に配当する授業時間数は、各学年30 単位時間程度とすること。」とされている。

運営費標準では、書道半紙を3 年生以上に一人当たり50 枚を公費措置すべきとされている。指導時間は年間30 時間なので1 時間当たり一人約1.7 枚である。実際の指導には一人当たり3 枚が適当といわれているが、いずれにしても、新聞紙等で練習し、清書用に書道半紙を2~3 枚程度使用するということになる。書き初め用紙は、書写の時間内で、お正月(1 月)に特別の用紙を使用して指導する場合に使用する用紙で、運営費標準には明記はない。

書き初め用紙は、ほとんどの学校で使用され、公費が403 校・61.1%、私費が223 校・33.8%である。特徴的なのは、市町村部で219 校・88.7%が公費措置されていることである。ちなみに、書道半紙は区部で335 校・82.9%、市町村部で245 校・95%が公費化されている。書き初め用紙は、ほとんど書道半紙と同列で考えられていることがわかる。

(4) 算数教材のうち、かけ算九九カード

学習指導要領では、かけ算は、算数の第2 学年 2 内容の(3)「乗法の意味について理解し、それを用いることができるようにする。」に「ア 乗法が用いられる場合について知り、それを式で表したり、その式をよんだりすること。イ 乗法に関して成り立つ簡単な性質を調べ、それを乗法九九を構成したり計算の確かめをしたりすることに生かすこと。ウ 乗法九九について知り、1 位数と1 位数との乗法の計算が確実にできること。」とある。

かけ算の授業にかけ算九九カードを使用することは、どこの学校でも行われている。それは基本的に児童が自分で自作すべきだという当然のことが、購入していない学校が357 校・59.0%という調査結果に現われている。

市販のかけ算九九カードは、単価が120 円程度と安いことが安易に購入する行為に結びついていると思われる。その内容は、例えば、 $2 \times 2 = 4$ のかけ算の式を、 2×2 を表に、4 を裏に書いてあるだけのカードである。この程度の物を既製品に頼り購入するのは、専門職としての資質に欠けるとされる。公費・私費に限らず予算の執行は、「児童の学習をするのに役立つ教材を、効果的で必要にして最少限度内」で購入することが条件である。画用紙で児童が自作できる物を時間短縮?のために既製品を買うのは会計の基本ルールに反しているばかりでなく、児童が自作し学習に参加していることを体験させる大切な機会を奪い、学習意欲を失わせることにつながっている。学習の基本ルールにも反しているというべきであろう。

或る学校で、公費と私費の区分を具体的な品名で区分し予算を作成しているにもかかわらず、学年の

判断でかけ算九九カードを私費で購入したときに、事務職員が年度末反省に「かけ算九九カードは、公費でも私費でも既製品を購入すべきでなく、児童が自作すべきである」と書き、職員間で反省し、以後、その学校では、自作する教材として位置づけられたという実話がある。

(5) 算数教材のうち、そろばん

小学校学習指導要領の算数、第三学年の「2 内容」の「A 数と計算」の「(5) そろばんによる数の表し方について知り、そろばんを用いて簡単な加法及び減法の計算ができるようにする。」とあり、また「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の配慮事項として「(5) 問題解決の過程において、桁数の大きい数の計算を扱ったり、複雑な計算をしたりする場面などで、そろばんや電卓などを第4 学年以降において適宜用いるようにすること。その際、計算の結果の見積もりをしたり、計算の確かめをしたりする場面を適切に設けるようにすること。また、低学年の「A 数と計算」の指導に当たっては、そろばんや具体物などの教具を適宜用いて、数と計算についての意味を深めるようにすること。」とある。

学習指導要領で使用が義務づけられている教材は、基本的に公費化すべきであり、運営費標準の数量編に学校備え付け分として40台を公費措置すべき物としているが、他方、「個人負担の範囲」表では、そろばんは、「通常家庭にある品物、あるいは家庭になくとも家庭教育上必要な品物で、学校における学習上必要な場合は、個人の所有物として学校に持参し得るもの。」に区分して、受益者負担にも位置づけられている。学習指導要領の指導内容では、学校で40台備え付けるだけでは足りない。適宜用いて数と計算の理解を深めるために個人でも持参させるという扱いと思われる。

それにしても、そろばんが「通常家庭にある品物、あるいは家庭になくとも家庭教育上必要な品物」でない物であることは明らかで、購入しているのが181校・28.8%で、その内128校・68.8%が公費購入である調査結果からも推測できる。学習指導要領では、第3学年の内容の扱いでは、そろばんが明記されているが、各学年にわたる内容の取り扱いでは電卓でもよいことになっており、指導が難しいそろばんに代わって電卓が購入され、今や、そろばんに代わって電卓が主流となっていることが今回の調査でも明らかになった。但し、電卓を小学校の学習で使用することは、中学・高校の数学での計算で支障があるので、筆算で行うべきという有力な説がある。

(6) 生活科教材のうち、朝顔セット

運営費標準では、セットではなく、「種、鉢、支柱、肥料」で公費措置すべきものとされている。

運営費標準の「個人負担の範囲」表では、「生活」の実習材料が、「家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの」とされ個人負担に区分されているが、「朝顔セット」は、この中には含まれていないと理解すべきであろう。しかしながら、運営費標準の内容を読まないで「個人負担の範囲」表だけを見ると、受益者負担と即断するに違いない。

小学校学習指導要領の「生活」では、「2 内容 (7) 動物を飼ったり、植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする。」とあり、また、「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い (4) 第2の内容の(7)については、2学年にわたって取り扱うものとし、動物や植物のかかわり方が次第に深まるようにすること」とされている。

従って、教科書会社の多くの指導計画でも、①一つに限定することなく、3~4種類の草花を提示したり、教科書や図鑑を見たり、家の人に聞いたりすることを助言し、取り組みへの意欲化をはかる。②堆肥づくりや土づくりの作業等をできるだけ児童と教師が行って自分とのかかわり合いを持たせる。③栽培活動への愛着を深めるために、鉢は各家庭の状況に応じて、各自用意できるようにする」とし、育てる植物への愛着を持たせる工夫や、児童とその植物との居場所や学ぶ意欲に配慮している。

教科書に掲載されているから「朝顔」で、それも時間短縮のために「セット」というのは、どこに生活科の目標や内容が含まれているのだろうか。全ての児童に「朝顔のセット」教材で、「植物の生命や成長に気付き、関心・親しみを持って大切にすることができる」のだろうか。それでも、東京都の区市町

村の小学校の647校・94.0%が「朝顔セット」を購入し、その内570校・87.4%が児童の個人負担としている。

まず、①「朝顔セット」は生活科の教材にはそぐわない。②購入するなら、3～4種類の草花から選択させる工夫をする。③セットではなく、土づくりや鉢等を工夫し意欲を持たせるが正論であろう。

それでも担任が「朝顔セット」に固執するなら、セットではなく、バラバラで、公費購入という次の手も考えられる。

生活科の草花が「朝顔セット」で、私費負担という短絡的な結論は、いかにも不登校や学校ぎらいの児童を事務職員も一緒に育てている特徴的な教材購入と思えてならない。

(7) 音楽科のうち、鍵盤ハーモニカ・唄口

小学校学習指導要領の音楽の「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の2の内容(3)各学年の楽器の取扱い「イ、第1学年及び第2学年で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から児童の実態を考慮して選択すること」とあり、ハーモニカなどの吹奏鍵盤楽器として、1・2年生で鍵盤ハーモニカを学習している。

運営費標準では、数量編に鍵盤ハーモニカが10台公費措置されるべきとして計上されているが、教師の示範用か忘備・貸し出し用であろう。運営費標準の個人負担の範囲では「通常家庭にある品物、あるいは家庭になくても家庭教育上必要な品物で、学校における学習上必要な場合は、個人の所有物として学校に持参し得るもの。」としてハーモニカが例示されており、鍵盤ハーモニカも同じ扱いを受ける。

ハーモニカは、息を吸ったり吐いたりしながら演奏するので指導が難しいことから、調査結果では96校・15.4%の学校で採用されているだけである。また、指導しやすく、幼稚園や保育園でも指導されている鍵盤ハーモニカは、609校・86.8%の学校で購入されている。

鍵盤ハーモニカは、兄弟等で持っている児童は除外し「希望者だけの購入」として学校が購入を斡旋する場合がある。その場合、公費でも私費でもない扱いとして調査結果に現われない。その結果が、購入している学校が609校なのに、購入ありの場合の集計合計が615校という表現に現われている。

なお、唄口については、昭和49年7月に出され、各県や市町村に影響を与えている都道府県教育長協議会の報告書では、「笛、ハーモニカ等直接口にするものは衛生上私費とする」とある。調査結果では、唄口を(単独で)「購入している」学校が510校・76.6%あるが、唄口の調査については、鍵盤ハーモニカを公費購入している学校で唄口をどの程度私費で購入しているかを問うべきだったかもしれない。

(8) 社会科資料集

社会科資料集は、5・6年生の社会科授業で、国から無償支給されている地図と同じように使用されている。単独の教材というよりは、むしろ教科書と一体となって授業を進める必需品となっている。

運営費標準では、3・4年生の副読本は人数分公費扱い(「みんなの練馬」「みんなの東京」として、区や都で編集した副読本が各学校に児童数分現物支給されている)だが、5・6年生は明記がない。「個人負担の範囲」にも記載されていない。性格からすると、公費扱いすべきであろう。

調査では、494校・74.6%が購入しており、社会科資料集は、一冊580円する。公費措置となると、5・6年生3学級として580円×40人×3学級×2学年→139,200円程度必要となるのもかわらず、141校・29.2%が公費措置していることから、そのことがわかる。経費の点でいえば、学年で社会科を教科担任制にして、一学級分の社会科資料集を公費で揃えるだけで、私費負担を廃止した学校もある。

(9) 理科教材のうち、光電池を使ったおもちゃ

小学校学習指導要領第4節理科の第2「各学年の目標及び内容」の第4学年、「2 内容 B 物質とエネルギー」(3)「乾電池や光電池に豆電球やモーターなどをつなぎ、乾電池や光電池の働きを調べ、電気の働きについての考えをもつようにする。ア、乾電池の数やつなぎ方を変えると、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わる。イ、光電池を使ってモーターを回すことなどができること。」とある。

運営費標準の数量編では、光電池本体・乾電池・モーター・タイヤ・プロペラ・乾電池ホルダー・工

作用紙・ダンボール・リード線・竹ひご・輪ゴムで公費措置すべきものとされている。また、「個人負担の範囲」に、理科は掲載されていない。理科教材は、全て、基本的に公費措置とされているのである。

理科教材が全て公費扱いすべきとされている理由は、学習指導要領で、具体的な形で指導内容や教材が指定されており、図工や家庭科のように物として残ったり・食べたりすることがないと考えられるからであろう。「光電池を使ったおもちゃ」にしても、セット教材で「立派な自動車」が残るとは予定していないのである。

調査結果では、420校・66%の学校で「光電池を使ったおもちゃ」を購入しているが、214校・33.7%の学校では購入していない。意外と、購入していない学校が多いことに気付く。また、購入している学校の内、94校・23.2%が公費購入し、私費負担が298校・73.6%である。

使用している教科書でもセット教材を購入するかどうかが変わってくると思われる。

東京書籍では、第1時間目で「自動車を走らせよう」という単元になっている。従って、単元の1時間目で自動車を走らせるには、一番手取り早い「セット教材」になる可能性も多い。しかし、平成14年度、東京23区・26市・4地区・1村の54区市地区村での使用教科書では、第1位が大日本図書の21区市地区村の39%、第2位が東京書籍の17区市地区の約31%、第3位が7区市の教出、第4位が6区市の啓林館、第5位が3市地区の学図なので、66%の購入量からすると、やはり、セット教材は時間短縮で手取り早いというところであろう。自動車のセット教材の購入費用は、500～600円程度。500円×40人×3学級→60,000円程度。

一方、大日本図書では、ペットボトル・フィルムケースフタ・工作用紙・たこ糸等でメリーゴーランドを作ったり、竹ひご・ダンボール・タイヤ・輪ゴム・モーター・乾電池ホルダー・リード線等でソーラーカーを作る様子が掲載されている。この方法だと一人120円程度。全体で120円×40人×3学級→14,400円程度。

更に、文部科学省で編集した「個に応じた指導に関する指導資料～発展的な学習や補足的な学習の推進～（小学校理科編）」（平成14年12月27日発行・教育出版発行・320円）では、自動車のように本体が動いてしまうものでなく、固定した状態で調べられるプロペラを飛ばすおもちゃを利用した教材を補足的な学習に利用している例が紹介されている。「本実験では自動車をつくって調べる活動を取り入れなかった。自動車は、工作的技量に左右されたり、電気のことより車の軽量化などの改造に興味関心が移ってしまったりすることが多いからである。第1次・第2次では安価で手軽に調べられ、子どもの興味・関心も高まるプロペラを飛ばすおもちゃを利用した」とある。文部科学省が勧めるプロペラを飛ばすおもちゃを利用した教材にすると、材料は、乾電池・乾電池ホルダー・リード線・モーター・プロペラ・プロペラを固定する台程度である。この方法でも一人120円程度。全体で120円×40人×3学級=14,400円程度である。

すぐ捨ててしまうおもちゃに500円もかけ、物が残るから保護者負担でよいという短絡的発想は、工夫がないだけでなく、本当の学習を放棄しているのではないかとと思われる。

（10） 図工教材のうち、紙粘土

小学校学習指導要領第7節図画工作の第2「各学年の目標及び内容」の第1学年及び第2学年の2内容A表現「(1) 材料をもとにして、楽しい造形活動をするようにする。」のイ「土、木、紙など扱いやすい材料を使い、それらを並べる、つなぐ、積むなど身体全体を働かせて造形遊びをすること。」があり、例えば、東京書籍の教科書には、1・2年生上巻「どうぶつだいすき」で、ハムスターやタコ等の動物。開隆堂の3・4年上「カラフルねん土の国へようこそ」で、絵の具を練り込んだ紙粘土の動物等の造形活動に使用されている。

紙粘土は、569校・85.6%の学校で購入されていて、私費が402校・69.8%で、公費が118校・20.5%である。今回の調査上ではあるが、立川市・武蔵野市・三鷹市・小平市・東村山市・国立市が100%私費なのに対して、府中市が100%・武蔵村山市が66.7%・島嶼地区が62.5%・青梅市が60%・調布市

が53.9%公費となっている。

紙粘土は、たくさんの種類があり、値段も様々である。値段等は一例だが、モビールを作成するのに使用される従来の紙粘土の1/6の軽さの超軽量粘土(135×100×25mm, 130g, 210円)・日本文教出版5・6年上「白の世界」単元の造形に使用されている液体紙粘土(450g, 500円)・紙飛行機やお面に適した樹脂系超軽量粘土(80×145×23mm, 130g, 380円)・造花や人形製作に適した収縮率が低くひび割れしにくい軽量紙粘土(175×105×30mm, 300g, 420円)・芯材を使用した造形に使用されるスタンダードな紙粘土(100×140×40mm, 1kg, 200円)等がある。値段によっても、公費か私費かも違ってくるのではないか。

(11) 図工教材のうち、土粘土

小学校学習指導要領第7節図画工作の第2「各学年の目標及び内容」の第3学年及び第4学年の2内容A表現「(1)材料をもとにして、楽しい造形活動をするようにする。」のイ「材料や場所、ものをつくった経験から発想したり、みんなで話し合ったり考えたりして楽しく表すこと。」や第5学年及び第6学年の「材料や場所などの特徴をもとに発想し、よさや美しさなどを考え、想像力や創造的な技能などを総合的に働かせて楽しく表現すること。」があり、これらの表現活動の中で、土粘土が教材として選択されることが多い。

運営費標準では、「数量編」で、彫塑用として、児童一人当たり1.5kgを公費措置すべきとしている。

図工の実習材料費や活動費一般が、運営費標準の「個人負担の範囲」表では、「家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの」として個人負担すべき物と区分されていることとの整合性がないが、「数量編」で記述がない物は個人負担と解釈すべきであろうから、土粘土は公費で措置すべき物に入るとすべきであろう。

日本文教出版(「日文」と略す)の教科書は、31区市地区村57%で採用されている。

日文の教科書の単元では、1・2年上、好きな物を粘土で作る「どうぶつのパーティー」。同、色々な形の粘土を積む「ねんどのつみき」。同下、楽しい様子を粘土でつくる「どうぶつたちのうんどうかい」。同、粘土に模様を付けたり、型抜きをする「おしたりぬいたり」。3・4年下楽しかったことを粘土で表す「うれしい休み時間」の人間等。同、粘土の塊から作る「切って、つんで」の波に乗る人間等。同下、お話を粘土で作る「ねん土でお話」。同、ねん土をつけたしながら、好きな形を作る「つけたし、つけたし」のタワー等。同5・6年上、粘土に穴を開けながらつくる「あなあけタワー」。同下、粘土のひもで形を表す「ねん土のひもで」。飾ってみたい物粘土で表す「わたしのキャラクター」。粘土による造形活動がかなり多く取り上げられている。

開隆堂の教科書は15区市27.7%で採用されている。各教科書の目次のページの五分の四には「ゆめをかたちに」と題し、若い造形作家の紹介が活動の写真とともに掲載されており、児童の造形活動への意欲付けが行われており、とても好ましい。

開隆堂教科書の単元では、1・2年上「みてみて、いっばいつくったよ」の動物たち。同下、「たたいて、のばして、なにしよう」の身体全体を使った造形活動。「いっしょにあそんでくれるゆめのどうぶつ」の動物たち。3・4年上「気持ちいい形」のクニクニユアーチ等。同下「ダンスねん土でワンダーランド」の犬のママさんのエプロンダンス等。5・6年上「箱から生まれた、もう一つの世界」のオルゴールの箱から音楽隊の行進等。ビー玉を溶かして焼き物にしてみる造形活動。同下「切れ味はいかが」の粘土を紐で切って焼き物にする造形活動。等が紹介されている。

東京書籍の教科書は8区市14.8%で採用されている。

東京書籍教科書の単元では、3・4年上「粘土は友だち」の恐竜の住みかや妖怪王国等。同下「みんな大すき」の鶏等の動物たち。5・6年上「ねん土物語」のキャンドルスタンドやガラスのカケラを使った泉等。同下「時間よ止まれ」の動きのある人間。粘土の造形活動の取り上げ方は少なく、作品例は、技術的で小品が多く、ダイナミックさに欠けるかもしれない。

以上、教科書上では、たくさんの造形活動に土粘土が使用されている。また、ほとんどの小学校には、陶芸窯があり、土粘土は焼き物として指導されている。但し、図工専科には、デザインだけ、版画だけ、絵画だけという教員もあり、土粘土を購入していない20%ぐらいの学校は、こういう教員がいるのかという読み方もできるのではないだろうか。

粘土を使った造形活動は、図工という教科だけでなく、総合的な学習の素材にも用いられる。

例えば、「古代の土器を作って、古代米を炊いて食べよう」という学習では、①縄文時代や弥生時代の土器を調べ、野焼き用の粘土で土器を作成。②軽量ブロックを児童が組み立てて薪窯を校庭に設置(風の向きを考える)。③乾燥させた作品を、(ダイオキシンの出ない)薪を割り、火が途切れないようにしながら800℃で焼成。④作品の急激な冷め割れを防ぐために、窯を泥でふさぎ、翌日、作品を取り出す。⑤(炊飯を易くするために)精米をした現代米と古代米を洗い、自分で焼いた土器に入れて、土器の周囲に火床を作って火をつけ、炊く。⑥土器で炊いたご飯をみんなで食べる。⑦後始末をする。⑧グループで感想や反省をし、文章化し、発表する。この一連の学習の中で、古代史・食文化・環境問題等を土器作りや火を起し炊飯することの難しさなどの体験を通じて学び、生きる力をつけるのである。

今回の調査上ではあるが、481校・75.4%で購入し、310校・63.8%が私費で、130校・26.8%が公費購入である。千代田区・立川市・三鷹市・東村山市・国立市・稲城市が100%私費であるが、府中市では100%公費であり、荒川区・杉並区・港区・調布市・狛江市・青梅市・島嶼地区などが50%以上が公費である。

府中市は、平成4年以来毎年「私費負担の軽減について」という文書を教育長が出しており、その中で、「各教科の実習材料は原則として公費負担である」と明記して、例外として、「予算の範囲以内でどうしても不足するような場合は、個人に還元されるものに限り私費負担としてもよい」としている。この文書に付随している「公費負担の基準」には、「教科用実習材料」として「粘土」も公費に位置づけられている。さらに、青梅市でも、昭和49年度から「青梅市小学校財務事務の手引」に「次の教材を市費負担とする」として「①個人に還元されるもので、家庭では入手し難く、かつ、授業において、各々が統一されることが望ましい図工、美術、技術、家庭科等で使用する材料」として「粘土」が明記されている(但し、青梅市では、予算の減少により、年度途中であっても、予算がなくなれば、私費負担となる現象が起きているとのことである。そのことは、75.0%が公費という調査結果から推測できる)。

(12) 図工教材のうち、コリントゲームベニヤ

小学校学習指導要領では、図画工作の第5・6学年の「2 内容 A 表現」で「(2) 見たこと、感じたこと、想像したこと、伝え合いたいことを絵や立体に表現したり、工作に表したりする。」で、形や色、材料の特徴や構成の美しさ、作る物の用途を考えて、前学年までに経験した材料や用具、糸鋸などの特徴を生かして使い、立体に表現し、工作に表す学習で取り上げられている学習教材である。

コリントゲームとは、ビー玉が釘の間を転がっていくゲームである。

実は、日本文教出版・開隆堂・東京書籍の教科書の内、コリントゲームを扱っているのは、31区市町村57%のシェアを誇る日本文教出版の教科書5・6年上巻だけである。また、コリントゲームの実施率は、全都で286校46%である。

ちなみに、日文を採択している区市地区で、コリントゲームの実施率を見ると、中央区が71.4%、台東区が46.2%、品川区が100%、渋谷区が41.7%、中野区が63.2%、杉並区が44.4%、北区が45%、板橋区が25%、練馬区が76.5%、足立区が36.4%、葛飾区が40.6%、八王子市が37.1%、三鷹市が0%、府中市が60%、昭島市が30%、あと、小平市44.4%、日野市40%、東村山市57.1%、国分寺市85.7%、国立市66.7%、西東京市66.7%、狛江市50%、東大和市37.5%、清瀬市25%、武蔵村山市50%、多摩市33.3%、稲城市66.7%、大島25%・小笠原村100%がコリントゲームを教材に用いている。今回の調査で、採択教科書の単元とは無関係に学習が行われている実態と採択の教科書とは無関係に全般的な広がりを持つコリントゲームの根強い人気が見える。

コリントゲームは、全体のデザインを考えたり、ベニヤを糸ノコギリでくり抜いたり、ビー玉の動きを考えてクギを打つ場所を考えたり、実際にクギを打ったり、色を塗ったり等の図工学習の集大成的な学習となっていることも人気の秘密であろう。

コリントゲームベニヤは、H300×W250×D15mm程度（糸ノコギリで造形する場合は、もっと薄いベニヤを使用してもよいが、パチンコ台のように斜めに台を置いて使用する場合はこのくらいの厚みが必要）の大きさで、一枚 260 円程度である。ビー玉やクギはたいした金額ではない。また、セットで購入すると、もっと薄いベニヤとクギ、ビー玉で 400 円程度である。

（13）家庭科または総合的な学習用教材として、味噌用大豆・糶

小学校学習指導要領第8節家庭の「2内容（4）日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。」の「ア 食品の栄養的な特徴を知り、食品を組合わせてとる必要があることが分かること。」「（5）日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。」で取り上げられる学習教材である。

味噌作りは、学習指導要領や家庭科の教科書に載っている訳ではないが、小学校家庭教科書に唯一品名が明記されている「米飯及びみそ汁の調理」として学習指導要領に掲載されているので、家庭科学習の中や、総合的な学習で味噌作りをする学校がある。

まず、2月に授業予定を設定する。用意する例として、5年生の3学級ならば、①国産の遺伝子組換えなしの大豆 400 円×16k g→6,400 円、作りたての糶 800 円×21k g→16,800 円、天然塩 230 円×8k g→1,840 円。（量が少ないとカビが生え、味噌が少なくなる。）②大豆を水に漬けたり、味噌を仕込むときの使用する桶（漬け物用の桶。大きめのもの。45L程度）2個。③糶と塩を混ぜたり、茹でた大豆と混ぜたりする大きなシート1枚。④茹でた大豆をつぶす物（大きなすり鉢とすり棒。味噌用のすりバネが付属している家庭用の餅つき機など）。⑤味噌を入れる45L用の漬け物用ポリ袋2枚。⑥味噌重石用（おもし）の重石（なるべく重いもの。漬物用重石として市販もされている）。⑦殺菌用のアルコール（1合程度でよい。桶やポリ袋の殺菌に使用）と布。⑧風通しの良い部屋（味噌を1年寝かすスペースのある部屋。北側階段下の倉庫でもよいが、必ず、吸気口と換気扇を設置すること）。

作り方は、①糶と塩は納品の時点で混ぜておく（これを「塩切り」といい、味噌作りの日まで糶の品質を保つことができる）。②味噌作り前々日に、桶に水を入れ、水道水のカルキを飛ばしておく。③味噌作り前日に、大豆を洗い、水の張った桶に入れ、漬けておく。④一晩水に漬けて置いた大豆を茹でる（指でつまむと潰れるくらいにまで柔らかく煮る）。⑤茹で上がった大豆をザルですくい、水が切れる直前で（味噌用のすりバネが付属している家庭用の）餅つき機に入れ、すり潰す。⑥あらかじめ均等に分けて置いた塩切りした糶にすり潰した大豆を混ぜて玉にする。それをポリ袋を被せた桶の中に叩きつけるようにして空気を抜き入れていく。⑦一定量入れたら、味噌の空気を抜きながらポリ袋を閉じ、重石を乗せ、重石と桶全体を包むように別のポリ袋を被せて虫が入らないように紐で縛る。⑧味噌蔵（直射日光が入らず、空気の流通の良い部屋）に寝かせる。⑨夏場に一回は味噌の天地返しをする。⑩6年生の2学期に、味噌を出来上がる（大豆 16k g + 糶 21k g + 塩 8k g = 45k g。味噌になると 1.7 倍になるので、76k g 程度になる。⑪味噌汁など味噌を使った料理をする。⑫味噌を家庭に持ち帰って、家族の反応を聞く。⑬味噌作りで感じたことや反省をレポートに書く。この学習を通じて、遺伝子組み換え食品・発酵食品と健康・日本の食文化・スローフード等、体験を通じて学ぶことができる。

味噌作りをしている学校は 139 校・21.8%あり、公費で支出している学校が 51 校・35.7%で、私費で 85 校・59.4%ある。公費が多いのは、購入していると回答のあった学校の内、東村山市・清瀬市・府中市・多摩市・稲城市・青梅市は 100%、西東京市は 87.5%、中野区は 80%、葛飾区は 50%などである。

（14）家庭科の調理実習教材としてのサンドイッチ用パン

小学校学習指導要領第8節家庭の「2内容（4）日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり

方が分かるようにする。」の「ア 食品の栄養的な特徴を知り、食品を組合わせてとる必要があることが分かること。」「(5) 日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。」の「ア 調理に必要な材料の分量が分かり、手順を考えて調理計画を立てること。イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方及び後片付けの仕方が分かること。」等で取り上げられる学習教材である。

教科書は、6年生で東京書籍では「楽しい会食」・開隆堂では「心のつながりを深めよう」でサンドイッチを取り上げている。

教科書によって材料の量が違う。サンドイッチ1人前の材料は、東京書籍では「食パン(12枚切り)6枚、バター10g(大さじ1)、卵30g(中1/2個)、マヨネーズソース15g(大さじ1)、キュウリ30g(中1/3個)、トマト30g(中1/5個)、マヨネーズソース5g(小さじ1)、ハム2枚、パセリ少々」。開隆堂では「食パン(12枚切り)4枚、バター(またはマーガリン)10g(大さじ1)、ゆで卵1/2個(約30g)、マヨネーズソース10g(大さじ2/3)、ハム1枚(約15g)、スライスチーズ1枚(約18g)。開隆堂の方が材料が少なく済むし、食パンが一人当たり1/3斤と現実的な積算であると考えられる(東京書籍の食パン(12枚切り)6枚は半斤であり、児童では食べきれない量である)。

金額的にどうなるかを練馬区(東京書籍)の例で、6年生3学級・100人の場合、食数を(120人担任3人+招待者12名 計135人分)として計算してみる。

- ① パン 一人6枚。6×135人→810枚。12枚切りで68斤。200円×68斤→13,600円。
- ② バター 10g。10g×135人→1,350g。250gで300円とすると、1,350÷250≒約6個。
6×300円=1,800円。
- ③ 卵 一人半分。1/2個×135人→約68個。68×25=1,700円。
- ④ マヨネーズソース 20g。20×135人→2700g。300gで170円とすると、
2700÷300→9本。 9×170→1530円。
- ⑤ きゅうり 1/3本。1/3×135人→45本。1本100円。45×100円=4,500円。
- ⑥ トマト 1/5個。1/5×135人→27個。一個100円。27×100円=2,700円。
- ⑦ ハム 2枚。2×135人→270枚。平均的なハム1枚30円として、30円×270=8,100円
- ⑧ パセリ 少々。3学級で1束。1束600円。

①～⑧の合計、13,600+1,800+1,700+1,530+4,500+2,700+8,100+600=34,530円。

ここで、公費負担でない場合をどうするかを考えると、①児童数で割る。35,040÷120=児童一人当たり292円。②児童数と担任で割る。35,040÷123=285円。児童一人当たり285円(担任分は当然公費扱い)。③児童数と担任数と招待者数で割る。35,040÷135≒約260円。児童一人当たり260円(担任分と招待者分は当然公費扱い)児童に自分の受益分を負担させる意味なら、③の260円が正解である。

全都的には、292校・45.2%がサンドイッチ用のパンを教材として使用しており、その内、34校・11.5%が公費で254校・86.1%が私費負担である。

サンドイッチ用パンを教材として使用している学校で公費購入なのが、府中市の100%、青梅市の72.7%、港区と武蔵野市の50.0%、中野区と三鷹市の33.3%等と続き、100%私費負担なのが、江戸川区・墨田区・江東区・葛飾区・荒川区・杉並区・渋谷区・大田区・品川区・目黒区・中央区・北区・台東区・文京区・立川市・昭島市・小金井市・東村山市・国分寺市・国立市・西東京市・東大和市・東久留米市・武蔵村山市・日野市・狛江市・多摩市・西多摩である。

※この全額私費負担の意味は、「パン」についてであり、バター・マヨネーズ等が公費か私費は問うていない。また、「パン」については、児童への負担のさせ方が、パン代全てか・自分の食べた分だけかは問うていない。

(15) 特別活動用の教材としての離任式用花束

小学校学習指導要領総則 第4「授業時数等の扱い」2「特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数

を充てるものとする。」とある。離任式は、特別活動の一環として学校行事と児童会活動を兼ねた活動に位置づけている。花束は、ただ単に渡すのではなく、児童が、離任した教職員に対する言葉を添え、感謝の意味を込めて渡すのである。そこには、(幾らかの)教育的意味があり、特別活動の教材として扱われる。

全都的には、554校・79.1%の学校で購入されており、その79.9%・430校が公費扱いである。

(16) 体育授業の一環としての運動会用衣装材料

小学校学習指導要領第9節「体育」には、第1・2学年の内容A基本運動に「表現リズム運動」があり、第3・4学年では、「2内容E」表現運動があり、「表現及びリズムダンスについて、身近な生活の中から題材を選んでその主な特徴を捉えて表現したり、軽快なリズムに乗って踊ったりして、みんなで踊りを楽しむことができるようにする。」とある。また、第5・6学年では、「2内容F」に表現活動があり、「表現及びフォークダンスについて、身近な生活の中から題材を選んで動きに変化と起伏を付けて表現したり、地域の踊りや世界の踊りを身に付けたりして、みんなで踊りを楽しむことができるようにする。また、友だちやグループの表現や動きのよさが分かるようにする。」等がある。

運動会用衣装は、体育の表現運動の授業の教材として位置づけられている。

全都的には、586校・82.8%の学校で購入し使用されており、その65.0%・391校で公費購入されている。

(17) 生活科または理科の教材としての野菜の苗(ミニトマト等)

小学校学習指導要領の「生活」では、「2 内容 (7) 動物を飼ったり、植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。」とあり、また、「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い (4) 第2の内容の(7)については、2学年にわたって取り扱うものとし、動物や植物のかかわり方が次第に深まるようにすること」とされている。

ミニトマトは、第2学年の1学期に扱われる。

採択されている教科書は、東京書籍15地区・教育出版14地区・啓林館8地区・光村図書出版7地区・学校図書4地区・日本文教出版2地区・大阪書籍1地区と多様な教科書が使用されているが、ほとんどの教科書で「やさいをそだてよう」という単元があり、ミニトマトが扱われている。

①育ててみたい野菜を決める。②野菜の育て方を調べたり、農家の人に聞いたりする。③野菜の成長の様子をカードやしんぶんにとまとめる。④できた野菜を大切に取入れる。⑤収穫の様子や喜び、それまでの世話と成長の様子などを振り返り、新聞やカードにまとめ、お世話になった人にも伝える。という学習をする。

ミニトマトは、全都的には、668校・96.4%の学校で採用されており、516校・76.4%の学校で公費購入されている。

運営費標準では、理科教材は基本的に公費扱いである。従って、ミニトマトも公費で購入すべき教材となる。しかしながら、「タイニーテム」や「レジナ」という背が低く鉢で育てられるものは、「個人」の責任で育て、収穫の「利益もその個人が受ける」と考えると、「受益者負担」という概念に翻弄され、私費負担という判断になりがちになる。多くの学校で公費とされているが、103校・15.3%の学校で私費負担とされているのはそのためである。児童がトマトの収穫を喜びに感じるのはトマトの収穫量が多いことであろう。教材としては、個人に管理させる背が低いトマトにする方が指導しやすいが、「シュガーランプ」等の、背が150~200cmになるミニトマトの方が喜びや驚きが多く、感動する。また、原産地がアンデス山脈なので、美味しいトマトで有名な「永田農法」を参考に、水やりは最初だけで根はポリフィルムでマルチをして乾燥させ、病害虫に成りやすいので雨が降らない工夫をするなどの手入れが大切である。最近では、デルモンテでもミニトマトの苗を販売しており、ただ単に、ミニトマトと注文しないで、よく園芸店等と相談するとよい。

資料 3

地区別のアンケート回収例

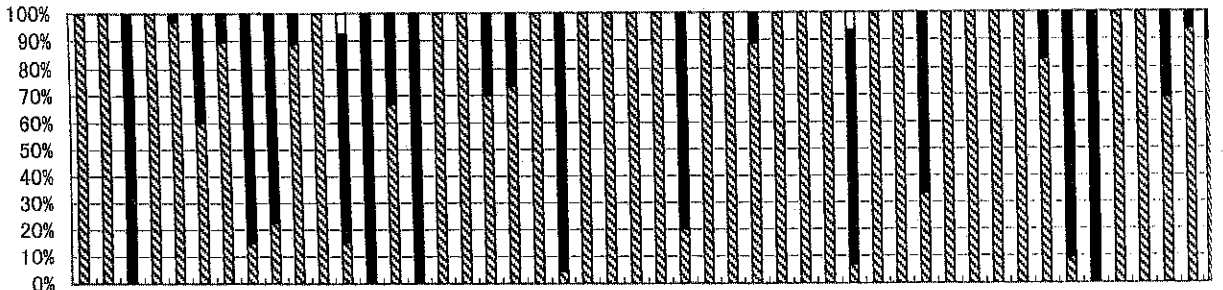
卒業証書用筒

地区	学校数	回答数	購入している	「購入している」内訳			いない	現物持参
				公費	私費	一部公費		
江戸川	73	41	85.0%	100.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%
足立	73	29	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
墨田	28	9	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%
江東	43	32	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
葛飾	50	37	86.5%	96.9%	3.1%	0.0%	13.5%	0.0%
荒川	23	15	46.7%	60.0%	40.0%	0.0%	53.3%	0.0%
杉並	45	19	94.4%	89.5%	10.5%	0.0%	5.6%	0.0%
中野	29	20	100.0%	15.0%	85.0%	0.0%	0.0%	0.0%
世田谷	64	46	93.5%	22.7%	77.3%	0.0%	6.5%	0.0%
新宿	30	19	71.4%	88.9%	11.1%	0.0%	28.6%	0.0%
渋谷	20	15	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大田	62	18	81.3%	15.4%	76.9%	7.7%	18.8%	0.0%
品川	40	1	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目黒	22	5	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
港	20	2	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
千代田	8	3	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中	16	16	86.7%	100.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%
練馬	69	38	94.6%	70.0%	30.0%	0.0%	5.4%	0.0%
豊島	24	15	100.0%	73.3%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%
板橋	56	11	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北	40	25	91.7%	4.4%	95.7%	0.0%	8.3%	0.0%
台東	20	14	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
文京	20	13	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
立川	21	7	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
武蔵野	12	7	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三鷹	15	10	50.0%	20.0%	80.0%	0.0%	50.0%	0.0%
昭島	15	13	72.7%	100.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%
小金井	9	8	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小平	19	11	81.8%	88.9%	11.1%	0.0%	18.2%	0.0%
東村山	15	8	71.4%	100.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%
国分寺	10	10	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立	8	7	85.7%	100.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
西東京	19	15	100.0%	6.7%	86.7%	6.7%	0.0%	0.0%
東大和	10	8	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
清瀬	9	8	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東久留米	16	8	87.5%	33.3%	66.7%	0.0%	12.5%	0.0%
武蔵村山	9	5	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
八王子	70	41	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
府中	22	11	72.7%	100.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%
調布	20	15	93.3%	100.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%
町田	39	15	85.7%	83.3%	16.7%	0.0%	14.3%	0.0%
日野	19	13	91.7%	9.1%	90.9%	0.0%	8.3%	0.0%
狛江	7	5	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
多摩	21	6	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
稲城	11	6	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
青梅	16	16	100.0%	68.8%	31.3%	0.0%	0.0%	0.0%
西多摩	38	22	81.8%	93.8%	6.3%	0.0%	13.6%	4.6%
島	24	11	90.9%	90.0%	10.0%	0.3%	9.1%	0.0%
合計	1349	729						

(%は、回答数を基礎として算出しています。)

卒業証書用筒

□ 公費 ■ 私費 □ 一部公費



江戸川 足立 墨田 江東 葛飾 荒川 杉並 中野 世田谷 新宿 渋谷 大田 品川 目黒 港 千代田 中 練馬 豊島 板橋 北 台東 文京 立川 武蔵野 三鷹 昭島 小金井 小平 東村山 国分寺 国立 西東京 東大和 清瀬 東久留米 武蔵村山 八王子 府中 調布 町田 日野 狛江 多摩 稲城 青梅 西多摩 島

ワーク・ドリル

地区	学校数	回答数	購入している	「購入している」内訳			いない	現物持参
				公費	私費	一部公費		
江戸川	73	41	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
足立	73	29	92.9%	3.7%	96.3%	0.0%	7.1%	0.0%
墨田	28	9	88.9%	0.0%	100.0%	0.0%	11.1%	0.0%
江東	43	32	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
葛飾	50	37	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
荒川	23	15	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉並	45	19	100.0%	7.1%	92.9%	0.0%	0.0%	0.0%
中野	29	20	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
世田谷	64	46	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新宿	30	19	93.8%	6.3%	93.8%	0.0%	6.3%	0.0%
渋谷	20	15	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大田	62	18	100.0%	6.3%	93.8%	0.0%	0.0%	0.0%
品川	40	7	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目黒	22	5	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
港	20	2	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
千代田	8	3	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中央	16	16	87.5%	0.0%	100.0%	0.0%	6.3%	6.3%
練馬	69	38	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
豊島	24	15	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
板橋	56	11	90.9%	20.0%	80.0%	0.0%	9.1%	0.0%
北	40	25	95.7%	0.0%	100.0%	0.0%	4.4%	0.0%
台東	20	14	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
文京	20	13	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
立川	21	7	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
武蔵野	12	7	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三鷹	15	10	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
昭島	15	13	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小金井	9	8	87.5%	0.0%	50.0%	50.0%	12.5%	0.0%
小平	19	11	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東村山	15	8	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国分寺	10	10	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立	8	7	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西東京	19	15	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東大和	10	8	100.0%	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%
清瀬	9	8	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
東久留米	16	8	100.0%	37.5%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%
武蔵村山	9	5	100.0%	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%
八王子	70	41	97.5%	0.0%	100.0%	0.0%	2.5%	0.0%
府中	22	11	90.9%	100.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
調布	20	15	100.0%	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%	0.0%
町田	39	15	92.3%	0.0%	92.3%	7.7%	7.1%	0.0%
日野	19	13	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
狛江	7	5	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
多摩	21	6	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
稲城	11	6	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
青梅	16	16	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西多摩	38	22	100.0%	8.0%	40.0%	52.0%	0.0%	0.0%
島嶼	24	11	90.9%	10.0%	90.0%	0.0%	9.1%	0.0%
合計	1349	729						

(%は、回答数を基礎として算出しています。)

ワーク・ドリル

■公費 ■私費 □一部公費



江足墨江葛荒杉中世新洪大品目港千中練豊板北台文立武三昭小小東国国西東清東武八府調町日狛多稲青西島
 川立田東飾川並野谷宿谷田川黒 田央馬島橋 東京川野鷹島井平山寺立京和瀬留村子中布田野江摩城梅摩嶼
 米山

第3節 東京の小学校における私費会計の現状

1 なぜ私費会計に関与していないのか

今回の調査でも明らかのように、東京の小学校では事務室がほとんど私費会計に関与していないが、それには以下のような原因が考えられる。

まず、本島通達である。東京都において小学校への事務職員配置が始まったのは昭和32年、配置がほぼ完了したのは昭和40年であるが、配置を始めた32年、都教委は本島教育長名で「事務職員の事務分掌について」という通達を出した。この中では、事務職員が1名配置されている学校の分掌範囲として、給与・公費会計などを列挙し、事務職員が2名配置されている場合の分掌として、「公私費間の連絡提携事務」を付け加えた。

このため、ほとんど1人校であった小学校は私費会計を事務職員の職務と認識しなかった。

一方、複数配置が一般的であった中学校では私費会計に関与することが通例となった。

もう一つの理由として、運営費標準の策定と公費予算の大幅増額があげられる。東京では戦後、校舎建設費にまで保護者負担が求められた実態への反発もあって、都民の私費負担軽減要求が高く、東京都は昭和42年、運営費標準を策定し、公費予算を大幅に増加させた。これが第2節でも明らかにしたように、学校はすべて公費予算で運営されているという建前を生むこととなった。

2 それはどんな結果を生んだか

しかし、これまで見てきたように、実態はかなりの教材費が保護者負担され、例えば区部の20学級規模のある小学校では、教材購入に当てられる公費総額が14年度、812万円であったのに対し、その年度、保護者から徴収した私費の合計は790万円とほぼ同額という事例もある。

これは学習活動計画が事務室の主管する公費会計予算によってコントロールされることなく、教員が恣意的に購入できる私費会計で運用可能であることを意味するものである。

また、私費会計は予算手続がほとんど省略され、物品の選定から契約・支払いもほぼ教員限りで決定され、決算手続もあいまいな学校が多いのが現状である。これでは効率的で適正なカリキュラム経営は望むべくもない。事務室の学校経営における役割も上昇・確立することはないし、保護者の信頼を獲得することもできない。

第4節 説明責任の果たせる学校財務をめざして

1 説明責任理念の導入は急務である

深刻な経済危機が続く中、保護者の教育費負担に対する関心がこれまで以上に高まっている。

今年9月4日の朝日新聞報道では、ここ5年間で要保護・準要保護認定が1.5倍に増加し、援助率最高の大阪府が21.44%、東京都も21.09%と、5人に1人が保護を受けている現状が報告されており、長引く不況に教育費負担に苦しむ家庭の状況がうかがえる。また、総合的な学習の時間や発展的学習の導入などはこれまでにない教材や校外学習費の増加として保護者に転嫁される可能性が高まっている。

一方、情報公開制度の実施など、行政の開かれた姿勢を求める声は高く、学校財務についても透明性を高め、保護者に説明責任を果たすことが求められている。

都内のある自治体では、定期監査の際、監査委員がこれまで監査対象としてこなかった私費会計

についてもチェックを入れると通告してきたそうであるが、これも時代の流れとしては当然のことである。しかし、私費会計の実態は、契約手続や帳票の管理、決算、未納処理など多くの点で、とても説明責任を果たせるレベルとは言えない。いまや私費会計の適正化は学校全体で取り組むべき大きな課題となっている。

2 負担区分見直しにどうとりかかるか

しかし、私費会計の適正化には極めて多くの課題があり、わたしたち事務職員だけで解決できるものではない。どう学校全体の課題とするか、私たちがその中でどんな役割を果たすべきかを、これまでの他県や都内の経験をもとに考えてみたい。

文京区では平成9年度に小学校事務職員会が私費負担調査を行った。調査結果を分析して、多くの学校で私費負担となっている教材はやむをえないとしても、公費と私費が半ばする教材はできるだけ公費負担にするよう各校で努力することとした。その結果、平成15年度には下表のように、多くの教材で公費負担が増加する成果を獲得した。

文京区における私費負担軽減の取組結果(平成9年度と15年度の比較)

品名	平成9年度の調査結果		平成15年度の調査結果	
	公費負担の割合	私費負担の割合	公費負担の割合	私費負担の割合
道具箱	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
氏名印	61.9%	38.0%	91.6%	8.3%
算数セット	9.5%	90.4%	28.5%	71.4%
朝顔セット	0.0%	100.0%	8.3%	91.6%
油粘土	0.0%	100.0%	30.0%	70.0%
白地図帳	0.0%	100.0%	12.5%	87.5%
そろばん	52.9%	47.0%	71.4%	28.5%
豆電球	25.0%	75.0%	81.8%	18.1%
光電池	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%
画板	72.2%	27.7%	100.0%	0.0%
粘土板	50.0%	50.0%	90.0%	10.0%

そこで今回の研究発表を契機に、算数セットのように指導要領の改定で内容が大きく変わったものや、かなりの学校で公費負担していることが判明した教材については、全都で公費化に取り組むことができないだろうかと考えているところである。

具体的には第2節で取り上げた書き初め用紙やそろばんの公費化、算数セット・朝顔セット・光電池のおもちゃなどのセットもの購入の取り止めなどを地区ごとに計画を立てて取り組むのである。そうした取り組みを進めることは、必然的に私費負担区分そのものの見直しに繋がるであろう。

私費負担区分見直しの最大のポイントは「受益者負担」あるいは「家庭にあるもの」というくくりで多くの学用品を私費負担させている現状である。教育基本法は義務教育無償という憲法の規定を受けて、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」と規定している。しかし、これについては立法時の国会審議でも論争があり、一切無償を規定すべきとの意見に対し、政府は「国によりましては、一部教科書とか、あるいは学用品とかその他のものを給与するとか、支出するとかいうふうな所もありますが、それについてはわが国の

事情としては、授業料を徴収しないというところあたりにおいて、将来また国力が回復するに従って適当なる方法を講ずればよいのではないかと、かように考えております。」と答弁している。

その後、国は教科書の無償や、要保護・準用保護家庭への教材費等の補助へと施策を進めたが、その後の進展は見られない。

今や「受益者負担」「家庭にあるもの」というくくりそのものを撤廃し、私費負担としてよい学用品をノート・鉛筆など共通の学用品、着衣類、校外教授費などと限定的に列挙し、財政力に応じて柔軟に公費化できる方式に改めるべき時機である。

その好例として府中市をあげることができる。同市は市財政の好調期に、私費負担軽減の要望を政策として取り上げ、平成4年度、ワーク・ドリル・テキスト類はすべて公費負担とし、その他の実習材料等も公費負担化を図るべく、予算の増額と、独自の公費・私費負担基準を策定した。

これによって、各校は公費と私費の会計を事務職員が集中的に把握し、公費・私費の振り分けをすることとなり、事務職員の一定の裁量下に、私費負担軽減が図られるようになった。

府中市においても、その後の財政危機により、こうした成果は狭められる方向にあると報告されているが、自治体の取り組みによっては、東京でもかなりの改善が望めることを示す事例である。

3 公費会計と私費会計の連携

次に私費会計のシステム改善について考える。学校におけるカリキュラム経営の立案と進行には経費的保障が必須の要件である。しかし、東京小学校の多くは、私費会計部分を年度当初に学校予算として立案していない。一方、先進的な府県では公費と私費会計を一本の予算書に統合して編成する事例が多く見られる。

たとえば新潟県巻町の和納小学校では公費と私費徴収金、PTA会費の3つの会計を1本の「校内予算配分一覧表」に計上している。こうした試みはカリキュラム経営全体を経費的に保障するだけでなく、私費徴収金の減額にも繋がる。同校では徴収金を月額300円も減額することに成功したと報告している。(学校会計システムの確立・学事出版)

実際に東京でも、私費会計を予算として明確化することで、私費負担軽減に繋げることは可能である。下表は都心のある区で、各校がどれだけ私費徴収を行っているかを調査したものである。

表を見て分かることは、学校ごと・学年ごとのばらつきが大きく、教員の恣意に任されている実態と、定額で徴収するところは金額が大きく、必要な教材についてその都度集金する学校は金額が少なくなっていることである。このことから、私費会計も予算化することで、かなりの減額が可能になると思われる。

教材費学年別集金額の比較(遠足・見学経費を含む)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
A校	6,500	5,897	8,838	10,401	10,811	11,673	
B校	5,550	4,400	5,697	6,035	5,953	6,933	その都度必要金額を集金
C校	15,156	3,982	7,235	7,215	8,206	7,085	1年鍵盤ハモニカ5500円
D校	9,155	6,000	7,820	10,060	10,781	13,993	6年写真代1600円
E校	6,925	3,400	6,410	5,823	8,367	10,467	その都度必要金額を集金
F校	16,014	5,769	12,165	12,221	9,280	12,116	1年鍵盤ハモニカ5000円
G校	12,714	6,771	9,903	12,761	10,895	10,834	1年算数セット2100円

- (注1) 高学年は社会科見学費が高い。低学年は算数セット・鍵盤ハモニカなど購入すると高額に
(注2) 学校によって写真代は業者が直接集金、鍵盤ハモニカなどは現物持参もある。

4 契約方法の改善と帳票整備

もう一つのシステム改善方策は、契約方法などの改善である。教員が必要と考えたものを自分で契約し、経費を徴収するというやり方をもし合理的に説明しようとする、保護者が購入して子どもが現物を持ってくる過程を、便宜的に教員がまとめてやってあげているといった形になるのであるが、それは今日、認められる論理ではない。私費会計の契約も基本的には学校長名で結ぶべきであり、できればそれを事務職員が補助執行する形が望ましい。事務職員が関与しない場合でも、学校長契約の形を取ったり、あるいは学校長が支出を承認する形を取ることは必要で、そのための統一的な帳票類は整備しなければならない。

帳票の整備から私費会計を校務として確立した事例も他府県ではよく見られる。先に紹介した新潟県巻町の各学校では私費会計にも支出命令書を導入し、金銭出納や会計報告の書式も統一してマニュアル化し、大きな成果をあげた。

こうした取り組みがあつて始めて、説明責任を果たしうる学校財務を構築することができると思うが、東京都の場合、これまでの取り組み実績がないので、ことは簡単ではない。今後、内部の検討、学校ごとの校長や教職員全体の議論の中で、私費負担区分見直しなどの手をつけやすい部分から少しずつ解決していく以外にない考えているところである。

5 学校事務の危機を打開するために (まとめ)

一人配置が多い小学校ではとても私費会計に手をだせない、無理に仕事を増やすことはないという意見も多い。しかし一方では、私費会計の現状はあまりにもズサンで、未納者対策ひとつとっても、とても外部に説明できない、なんとかせねばという声も聞くところである。

いま、全国的に総務事務(給与事務・経理事務など)は、民間委託した総務事務センターで集中処理するシステムが立ち上げられつつあり、これまで私たちが職務の中心と位置づけてきた仕事が学校から去っていく日も近いようである。公務員制度改革、大幅な定数減、そして学校事務職員には国庫負担廃止の危機も迫っている。

今は、民間・公務員の違いはなく、誰もが与えられた仕事をしていけばよいのではなく、自ら仕事を探し出さねばならない時代である。

これからの学校には、学校ごとの自律的経営が求められ、どれだけ優れたカリキュラムを創造し、運営しているかが問われ、競い合う時代となるであろう。これは学校事務職員にとっては職務再編のチャンスとも言える。学習環境整備に責任を持つ職としての事務職員像を作り上げ、それをアピールしなければならない。私費会計はそのための重要な手だてとなる可能性を秘めている。

今、各地の研究会では、「学校経営への参画」や「共同実施で事務長獲得」など、高度な理念追求が盛んであるが、主観的願望の強さが現実を追い越している感を否めない。

職の存否も待遇の改善も、結局は社会の評価で決まるものである。実際にどんな仕事をしているのか、学校教育の進展にどう寄与しているのかを将来の理念ではなく、現実の姿で判断するのが社会的評価であり、それを高める努力こそが求められているのではないだろうか。

今回の研究を実践的取り組みの参考としていただければ幸いである。

東京都義務教育費運営費標準の「個人負担の範囲」の表

小 学 校	
1	通常家庭にある品物、あるいは家庭になくても家庭教育上必要な品物で、学校における学習上必要な場合は、個人の所有物として学校に持参し得るもの。 (1) 学習共通 学習ノート、鉛筆、けしゴム、下敷き、ものさし、三角定規 (2) 国語 習字用具一式 (硯、筆等)、国語辞典、漢和辞典 (3) 算数 算数セット、そろばん (4) 音楽 ハーモニカ、たて笛 (5) 図工 水彩用具一式、クレパス (6) 家庭 裁縫用具一式 (7) 体育 水泳着、運動着、運動帽
2	家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの (1) 「生活」、「図工」及び「家庭」の実習材料及び活動費 (2) 給食費 (3) 遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行等の参加に伴う旅費的経費及び入場料等 (4) 卒業アルバム代

(私費負担区分見直しのたたき台)

教育費のうち、保護者に負担を求めることのできる範囲

日本国憲法第26条は義務教育の無償を規定していますが、下記経費については、当面保護者負担とすることができます。しかし、各市区町村は一層の保護者負担軽減のための施策を講じなければなりません。

- 1, 通常、家庭教育において用いられ、学校へ持参可能なもの
 - ① ノート、鉛筆、消しゴム、物差し、下敷き、三角定規など
 - ② 運動着、水泳着、運動帽、運動靴
- 2, 校帽、ランドセル等通学用品
- 3, 給食材料費
- 4, 遠足・修学旅行・社会科見学・移動教室等の参加交通費及び入場料等
- 5, 卒業アルバム
- 6, 副読本、実習・実験材料等で当面公費負担が困難なもの

上記3から6の経費を保護者負担とするについては、学校長において、あらかじめ具体的な品名、金額等を保護者に周知し、適当な時期に決算を報告しなければならない。

また、6の品目については、特に保護者への負担を減少するよう、市区町村及び学校は努力しなければならない。

資料⑬

21教総総第1669号

平成22年1月29日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

大原正行

学校事務職員の標準的職務について（通知）

このたび、東京都教育委員会は、学校事務の適正かつ円滑な執行を図るため、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員（以下「学校事務職員」という。）の標準的職務について下記のとおり定めることとしました。

学校事務職員には、各区市町村教育委員会の教育方針を踏まえた校長の経営方針に基づき、行政職としての立場から校長、副校長を補佐し、円滑な学校運営のために業務を遂行することに加え、職員会議や運営会議、各種行事の準備への参加等を通じて、学校運営に積極的に参画することが求められております。

貴教育委員会におかれましては、この通知の趣旨を踏まえ、学校事務職員の職務につき定めていただきますようお願いいたします。

また、各校長が当該学校に所属する学校事務職員の具体的な職務範囲を事務分掌表などにより明示するとともに、自己申告実施要領に基づく組織方針に学校事務職員の職務に関する記載が着実に実行されますようご指導方、お願いいたします。

記

学校事務職員の職務

(1) 学校事務職員の標準的職務(別表)を実施すること。

学校事務職員の標準的職務(別表)

区分	職務の分類	具体的な職務例
総務	事務の総括に関すること	学校事務の総括及び連絡調整
	文書に関すること	文書の收受・管理・発送、法規及び諸規定の整理保管、情報公開請求への対応など
	統計調査・各種報告に関すること	学校基本調査、保護者負担金調査、諸報告など
	証明に関すること	職員及び生徒の諸証明の発行など
	渉外に関すること	官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整、窓口対応(来客電話、ファクス等)など
	情報管理に関すること	個人情報管理、学校情報管理(広報関係)など
	危機管理に関すること	災害・不審者情報伝達、緊急通報体制整備など
人事	人事事務に関すること	教職員履歴の整理・保管、採用・退職・転出入関係事務など
	服務に関すること	出勤簿管理、関連諸帳簿の整理保管など
	外部人材に関すること	支援人材、外部指導員との連絡調整、諸報告など
給与	給与に関すること	給与の支払、所得税等の徴収事務、諸手当の認定事務など
	旅費に関すること	旅費の執行計画、請求、支払など
	報酬に関すること	講師・嘱託員の報酬支給など
財務	予算・決算に関すること	区市町村費の校内予算編成、予算執行、決算など
	物品に関すること	備品の取得・維持・管理・点検、その他物品関係事務など
	施設・設備に関すること	施設設備の維持・安全管理、学校施設開放事務など
	学校徴収金に関すること	私費会計(給食費、副教材費等)の口座管理、支払、督促支援など
	諸会計管理に関すること	各種助成金、補助金、団体会計、募金、郵券管理など
学務	就学援助費に関すること	就学援助費支給関係事務、保護者への通知など
福利厚生	福利厚生に関すること	共済組合・互助会・公務災害・安全衛生関係など

(注) この表は、学校事務職員が総括あるいは関与すべき標準的職務内容を例示したものである。

(2) 上記のほか、区市町村教育委員会その他職務上の上司の命による職務を実施すること。

(参考)

学校事務職員の人事制度上の位置付け

学校事務職員の任命権は東京都教育委員会にあるが、身分は区市町村教育委員会に属し、職務の遂行に当たっては当該区市町村の条例等に従い、かつ、区市町村教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない(「地方教育行政の組織運営に関する法律」第37条第1項、第43条第2項)。

21都公小事発第68号
平成22年 3月 8日

東京都教育委員会
教育長 大原 正行 様

東京都立小中学校事務職員会
会長 佐藤 和行

「学校事務職員の標準的職務について（通知）」に関する質問書の提出について

日頃から本会活動にご指導ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成22年1月29日（金）に、「学校事務職員の標準的職務について」が通知されました。この通知は、昭和32年9月30日に通知されました本島通達以来、実に半世紀を経た52年ぶりに、東京都教育委員会より出された標準的職務になります。

しかし、都における小中学校事務職員の人事・職務内容は、平成10年度に決定された「東京都区市町村立学校事務・栄養職員人事異動実施基準」、および同年度に都教委が示した事案決定手続きモデルの論議を経て、その後順次、各区市町村教育委員会において事案決定規程が制定されていく過程で「実施細目」という形で大枠は定められてきました。学校における意思決定手続きを明確にするとともに、学校で処理する事案を、事務職員（栄養士含む）と教員（教頭含む）とで区分し、各学校で校務分掌を定める場合に事務職員が担当すべき事項を整理するものでした。この事案決定規程の制定で実質的に本島通達は、その役割を終わったと解されていました。

そこで、今回出された通知ですが、①事前の提示や意見聴取もなく、いきなり決裁された決定事項であるとして「情報提供」という形で示されたこと、②何故どうして、年度末というこの時期に、この内容を出されなければならないのかという明確な説明がないこと、③従来からの校務分掌や事案決定規程での「担当＝起案者」という概念が消失し、極めて曖昧な表現であることなど疑問に思います。

また、今回通知の最大の特徴は、従来副校長が専ら担っていた対外的な折衝事項（「官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整」「支援人材、外部指導員との連絡調整」）と、管理職の専権事項として扱われてきた管理業務（人事、サービス、情報管理）を管理職でもなく、その圧倒的多数は管理監督職員（課長補佐・係長級）でもない一事務職員に担わせようとしている点ですが、これについても疑問が残ります。

ここに、この通知文に関して、本会からの質問を別紙のとおり提出しますので、すみやかに文書にてご回答をお願いいたします。

(別紙)

通知文に関する質問書

- 1) 「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会最終報告」以降におこなわれたすべてのアンケートの集計結果、すべての検討会でのまとめの文書を提供していただきたい。また、全体計画の中でこの「学校事務職員の標準的職務について」がどういう位置を占めるのかご説明いただきたい。
- 2) 区市町村教育委員会、副校長及び事務職員を対象とした「都費学校事務職員の職務状況に関する調査」のまとめと都教委の評価の文書を提供していただきたい。
- 3) 「副校長の標準的職務」の明示、副校長として担うべき職務についての『執務マニュアル』を明示していただきたい、また、今回通知の事務職員のそれとの整合性、合理性についてご説明いただきたい。
- 4) 「学校運営参画」という概念の具体的な内容を明示していただきたい、また、副校長に対してさえ「学校経営への参画を著しく制限したりする場合がある」校長が存在する現実の中で、「学校事務職員が学校運営に参画するという事」をどのように担保するのかの方策を明示していただきたい。
- 5) 職員会議や運営会議の構成員等は各学校長が決定することとされている学校管理規則との整合性について説明していただきたい。
- 6) 「事案決定規程実施細目モデル」と今回通知との整合性について説明していただきたい。
- 7) 「総括」あるいは「関与」ということばの概念規定及び、その規定と事案決定規程における「担当（起案）」との関係について説明していただきたい。
- 8) 服務に関する事務は、学校管理規則・出勤簿整理規程では管理職である副校長がつかさどる事務となっている。都立学校でも、経営企画課長又は経営企画室長が行うとされている。一般職員に担当させる根拠、諸規定との整合性について説明していただきたい。
- 9) 都教委が各区市町村教委に制定を求めている「私費会計処理要綱」（仮称）との内容的整合性について説明していただきたい。また、私費会計処理を事務職員の職務内容とした場合、「継続して3年を超えて同一職員に分掌させてはならない」という基準と、東京都区市町村立学校事務・栄養職員人事異動実施基準（5年以上勤務で異動、58歳以上は異動除外）との整合性についても説明していただきたい。
- 10) 「自己申告実施要領に基づく組織方針に記載」とされているにも関わらず、自己申告では区別して扱われる管理監督職員と一般職員の区別がされていない根拠、整合性について説明していただきたい。
- 11) 「市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員の標準的職務」とされているが、この職員は基本配置定数1名であり、この1名が処理する仕事量としての妥当性はどのように調査計測されているのか、その詳細データの明示及び説明をしていただきたい。
- 12) 何故どうして、年度末というこの時期に、この内容を出されなければならないのかという明確な説明をしていただきたい。